

# 第 1 章

# 計画の基本的考え方

## 1 計画策定の背景・趣旨

わが国は平成 26 年 1 月に障害者権利条約の批准・締結を行いました。国では、この条約の締結に必要な国内法の整備をはじめとする障がい者に係る制度の集中的な改革に取り組む中で、平成 23 年には「障害者基本法」の改正、平成 24 年には障害者自立支援法に代わる「障害者総合支援法」の制定を行いました。これにより、発達障がい者や難病患者等が障がい福祉サービスの対象となることが法律上明示され、利用者負担について応能負担を原則とするほか、相談支援の充実（支給決定プロセスの見直し、サービス等利用計画作成対象者の大幅な拡大等）、障がい児支援の強化（児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実、放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設等）、地域における自立した生活のための支援の充実（グループホーム利用の際の助成を創設、重度の視覚障がい者の移動を支援するサービスの創設等）などの新しい内容が示されました。

平成 30 年には「第 4 次障害者基本計画」が策定され、ノーマライゼーションの理念の下で、障がい者の社会への参加・参画に向けた施策の一層の推進を図るための施策が展開されています。

近年では地震や台風といった自然災害による被害に加え、新型コロナウイルスをはじめとした病気・感染症等への迅速な対応が求められています。障がい福祉分野においても、障がい者の安心・安全の確保や、保健衛生に関わる制度・環境の整備が必要となります。このように、障がいのある人を取り巻く環境は大きな変化をみせており、今後も本市に暮らす障がいのある人が、地域において安心して生活できる社会を実現していくためには、障がいのある人を取り巻く環境の変化や障がいのある人の状態・状況に応じた施策の推進と、支援体制の構築を図ることが必要となります。

この度「障害福祉計画編（第 6 期）（第 2 期障がい児福祉計画を含む）」の計画期間が終了することから、本市における障がい者施策の基本指針として総合的な視点から施策の体系化を図るとともに、障がい者福祉の充実に向け、各種施策の方向性を明らかにした新たな計画として「障害福祉計画編（第 7 期）（第 3 期障がい児福祉計画を含む）」を策定するものです。

【近年における障がい者関係施策の動向】

年	国連	国	県	東かがわ市
平成 19 (2007)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者権利条約署名</li> <li>・ 重点施策実施 5 か年計画策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ かがわ障害者プランの一部見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害福祉計画（第 1 期）の策定]</li> </ul>
平成 20 (2008)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者権利条約の発効</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会保障審議会障害者部会「障害者自立支援法施行後 3 年の見直しについて」を報告</li> <li>・ 障害者雇用促進法の改正</li> </ul>		
平成 21 (2009)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がい者制度改革推進本部設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ かがわ障害者プラン（H21～H23）の策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東かがわりっぷプランの策定〔障がい者計画（第 2 期）・障害福祉計画（第 2 期）の策定]</li> </ul>
平成 22 (2010)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がい者制度改革推進会議開催（第 1 回）</li> </ul>		
平成 23 (2011)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者基本法の改正</li> </ul>		
平成 24 (2012)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者政策委員会開催（第 1 回）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ かがわ障害者プラン（H24～H26）の策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東かがわりっぷプランの一部見直し〔障害福祉計画（第 3 期）の策定]</li> </ul>
平成 25 (2013)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者総合支援法（障害者自立支援法の改正、難病の追加等）の施行</li> <li>・ 障害者優先調達推進法の施行</li> <li>・ 障害者の法定雇用率引き上げ</li> <li>・ 障害者差別解消法の成立</li> <li>・ 障害者基本計画（第 3 次）の閣議決定</li> </ul>		
平成 26 (2014)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者権利条約批准</li> <li>・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行</li> </ul>		
平成 27 (2015)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 難病の患者に対する医療等に関する法律の施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ かがわ障害者プラン（H27～H29）の策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東かがわりっぷプランの策定〔障がい者計画（第 3 期）・障害福祉計画（第 4 期）の策定]</li> </ul>
平成 28 (2016)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者差別解消法の施行</li> <li>・ 障害者雇用促進法の一部改正</li> <li>・ 成年後見制度利用促進法の施行</li> </ul>		
平成 29 (2017)				
平成 30 (2018)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者基本計画（第 4 次）</li> <li>・ 障害者総合支援法の一部改正</li> <li>・ 児童福祉法の一部改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ かがわ障害者プラン（H30～R 2）の策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東かがわりっぷプランの一部見直し〔障害福祉計画（第 5 期）（第 1 期障がい児福祉計画を含む）の策定]</li> </ul>
令和 1 (2019)				
令和 2 (2020)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者雇用促進法の一部改正</li> </ul>		

年	国連	国	県	東かがわ市
令和 3 (2021)		・ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律策定	・ かがわ障害者プラン (R3～R5) の策定	・ 東かがわりっぷプランの策定〔障がい者計画(第4期)・障害福祉計画(第6期)の策定〕
令和 4 (2022)				
令和 5 (2023)		・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正		

### 【障がい者計画と障害福祉計画の違い】

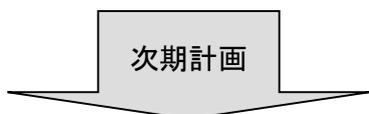
現行の2つの計画の違いは以下のとおりで、障害福祉計画は、障がい者福祉全般にわたる基本的な事項を規定した障がい者計画に内包されるものとして位置付けられます。

項目	東かがわ市障がい者計画	東かがわ市障害福祉計画 (障がい児福祉計画を含む)
根拠法令	障害者基本法第11条	障害者総合支援法第88条 児童福祉法33条の2
目的	障がい者の福祉に関する施策及び障害の予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とした中長期的な計画。	障害福祉サービスの実施内容と必要量を明らかにし、令和5年度までの目標量、供給体制等を明らかにすることを目的とした計画。
内容	保健、医療、福祉、雇用、教育、居住、人権啓発等障がい者に関するあらゆる分野を網羅した基本的な方針に関すること。	障害福祉サービスや指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関すること、これらの事業の提供体制の確保に関すること。



障害福祉計画の見直しにあわせ、障がい者計画も改定します。  
両計画の中には重複したものがあるため、統合を図ります。

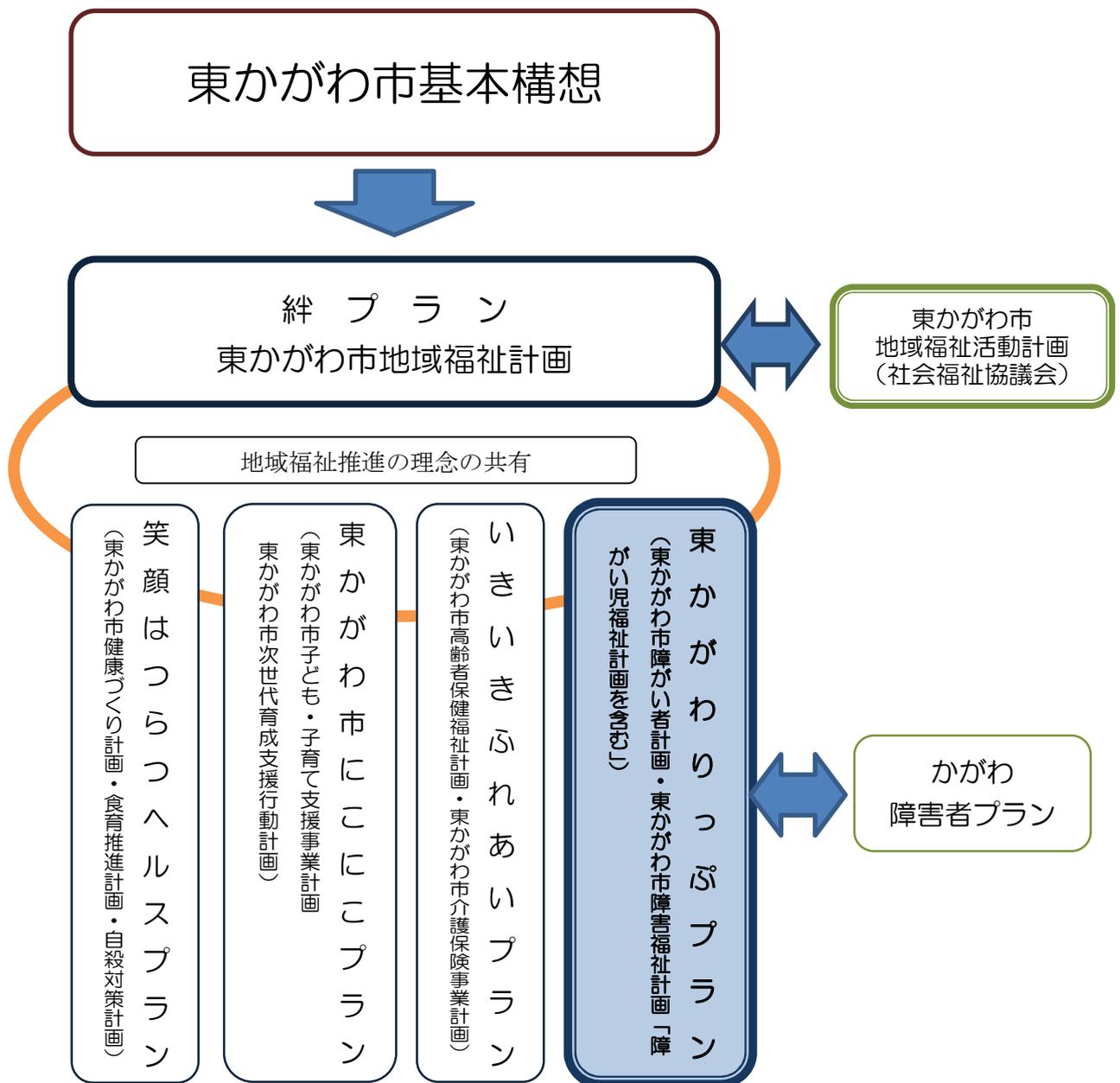
今期期間	令和3年度～令和8年度 (6年間)	令和6年度～令和8年度 (3年間)
------	----------------------	----------------------



次期期間	令和9年度～令和14年度 (6年間)	令和9年度～令和11年度 (3年間)
------	-----------------------	-----------------------

【他の計画との関係】

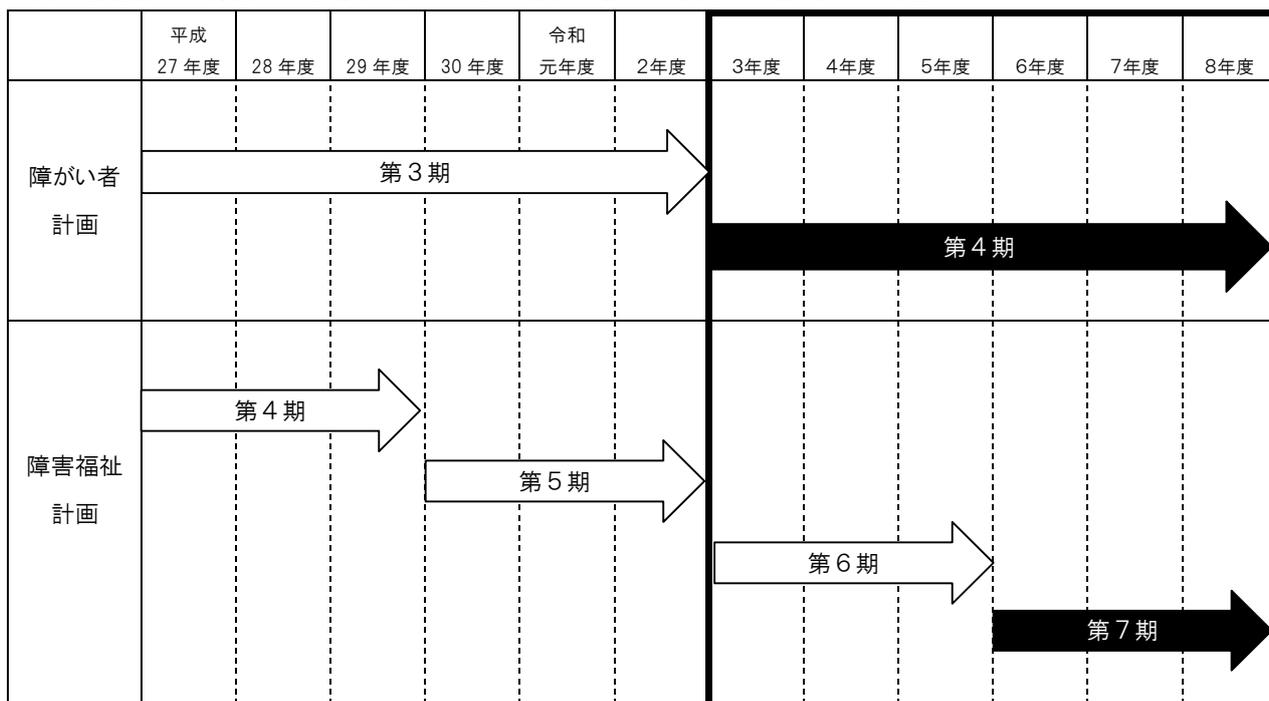
本計画は、市民と行政が共有し、力をあわせてこれからの東かがわ市を築いていくための基本構想（東かがわ市基本構想）、社会福祉法第 107 条に基づく市町村地域福祉計画（東かがわ市地域福祉計画）と調和が保たれたものとします。また、「東かがわ市高齢者保健福祉計画・東かがわ市介護保険事業計画」（いきいきふれあいプラン）、「東かがわ市子ども・子育て支援事業計画、東かがわ市次世代育成支援行動計画」（東かがわ市にこにこプラン）、「東かがわ市健康づくり計画・食育推進計画」（笑顔はつらつヘルスプラン）や県計画である「かがわ障害者プラン」との整合を図りながら策定しました。



## 2 計画の期間

東かがわ市障がい者計画（第4期）の計画期間は、令和3年度を初年度とし、令和8年度を目標年度とする6か年の計画とします。また、東かがわ市障害福祉計画（第7期）「第3期障がい児福祉計画を含む」の計画期間は、令和5年度を初年度とし、令和8年度を目標年度とする3か年の計画とします。

なお、計画期間中であっても、障がい者施策に関連する制度改正や障がい者を取り巻く状況の変化等に柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行います。



## 3 計画における障がい者（児）の定義

障害者総合支援法及び障害者基本法の改正により、障がい者（児）の定義が変更となりました。法律の定義に則り、本計画における障がい者（児）は、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）、難病、高次脳機能障がいその他の心身の機能の障がいがある方であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある方とします。

## 4 計画の策定体制

### (1) 障がい者計画・障害福祉計画策定委員会

障がい者及び支援者等の当事者団体の代表、福祉・医療・保健・教育・就労等に従事する専門家、公募市民、学識経験者等で構成する「東かがわ市障がい者計画・障害福祉計画策定委員会」において、計画についての協議を行いました。

### (2) アンケート調査

計画策定に先立ち、障がい者の健康状態、支援者の状況、日中の過ごし方、余暇の過ごし方、外出の状況、災害時の対応、相談・情報、これからの暮らし等について、アンケート調査を実施しました。

調査対象者	実施期間	調査方法	配布数	有効回収数	有効回収率
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者	令和2年9月15日 ～ 令和2年9月30日	郵送調査	1,130人 (身体…701人) 療育…237人 精神…192人)	676人	59.8%

### (3) 障がい者団体及びサービス提供事業者へのグループインタビュー

計画策定に先立ち、障がい者を取り巻く現状や課題、今後の方向性に関する意向などをお聞きすることで、計画策定の基礎資料とするために、障がい者団体及び市内のサービス提供事業所に対してグループインタビューを実施しました。

調査対象	実施期間	調査方法	調査数
障がい者団体 (東かがわ市身体障がい者協会、東かがわ市たけのこ教室、あっとほ～む、ら・ぱん)	令和5年11～12月	聞き取り調査	4団体
市内の障害福祉サービスの実施事業所		聞き取り調査	4事業所

### (4) パブリックコメント

本計画の策定にあたり、その内容について広く市民の意見を聴取するため、令和6年1月8日から令和6年1月23日までの間、パブリックコメント（意見公募）を実施しました。

### (5) 協議会への意見聴取

本計画の策定にあたり、障がい者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障がい者及びその家族並びに障がい者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会に対して、意見聴取を実施しました。